交通事故に遭われた方ご家族の方へ

静岡県警察

は　じ　め　に

このパンフレットは、交通事故の被害者やその家族の方に

○　警察の支援制度とはどのようなものか。

○　警察が被害者やその家族の方にお願いすることは何か。

○　事故の加害者はどのような手続で処罰されるのか。

○　自動車の保険制度はどのようなものか。

などをお知らせし、皆さんの手助けとさせていただくものです。

少しでも皆さんのお役に立てば幸いです。

いつでもお気軽にご相談ください

担当者は

警察署（隊）　　課　　係

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

です。

目　　次

1　警察等からの支援などはあるのですか・・・・・・・・・・・・・・・・・1
～　支援と連絡の制度　～

2　加害者はどのように処罰されるのですか・・・・・・・・・・・・・・・・・5
～　捜査開始から処分決定までの流れ　～

3　自動車保険などについて教えてください・・・・・・・・・・・・・・・11
～　補償と保険の制度　～

4　援助や救済制度はあるのですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
～　援助や救済の内容　～

5　警察以外の相談窓口はあるのですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
～　関係機関からのアドバイスとカウンセリングの機関　～

1 警察等からの支援などはあるのですか

警察では、交通事故の被害者やその家族の方を支援するために、警察職員の付添い、情報の提供、相談窓口の設置などを行っています。

指定被害者支援要員制度

交通事故が発生して間がない、精神的に動揺されている被害者やその家族の方を支援するために、捜査員とは別に指定された警察職員が、被害者やその家族の方への付添い、各種相談の受理などの支援活動を行っています。

被害者連絡制度

被害者やその家族の方は、交通事故の捜査はどうなっているのか、加害者は捕まったのか、加害者の刑事処分はどうなったのかなどについて、大きな関心を持っておられると思います。

警察では、このような関心に応えるために、重大な交通事故事件等について、交通事故を担当した捜査員等が被害者やその家族の方に対し、次のような情報を提供する制度を運用しています。

交通事故の相手方に関すること

- ○　加害者の住所、氏名、年齢等
- ○　交通事故の発生日時、場所
- ○　捜査状況

交通事故の相手方の刑事処分に関すること

- ○　加害者の検挙状況
- ○　加害者の処分状況
- ○　送致先検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、起訴された裁判所

そ　の　他

被害者やその家族の方の中には、交通事故のことを思い出したくないので何も連絡しないでほしいという方もおられると思います。

そのような方は、担当捜査員等にその旨、お知らせください。

行政処分に関する情報提供

交通事故を起こした加害者には、刑事処分とは別に、運転免許の取消しや停止処分の行政処分が公安委員会により行われます。行政処分（取消し処分と９０日以上の停止処分）がされる前には、公開による「意見の聴取」が、処分を受ける加害者に対して行われます。ただし、「意見の聴取」には、代理人が出席することもありますし、加害者も代理人も出席しないときは、「意見の聴取」が行われずに処分が行われることがあります。

警察では、交通事故の遺族等が要望した場合には、加害者の行政処分の結果や「意見の聴取」について、次の情報提供を行う制度を運用しています。

行政処分の内容

加害者に対して行った行政処分の内容（免許の取消し・効力の停止別及び停止の場合にはその日数）をお知らせします。

意見の聴取の期日等

「意見の聴取」を行う期日と場所をお知らせします。

警察の相談窓口

警察では、専門的な立場から被害者やその家族の方の相談に乗るなどの支援活動も行っています。

①　交通事故に関する相談窓口

○　**警察署交通課**

各警察署管内で発生した交通事故について相談に応じます。

連絡先は**「警察署連絡先一覧表」**に記載されています。

○　**静岡県警察本部交通部高速道路交通警察隊**

静岡県内の高速道路で発生した交通事故について相談に応じます。

電話　０５４－２８１－７４５７（本隊交通事故担当）

○　**静岡県警察本部交通部交通指導課**

静岡県内で発生した交通事故について相談に応じます。

電話　０５４－２７１－０１１０（内線 711-5141･5142･5143）

警察署連絡先一覧表

所　属　名	電　話　番　号	所　在　地
下　田　警　察　署	0558-27-0110	下田市東中 7-8 （新庁舎建造中 令和 9 年 5 月完成予定） 下田市柿崎 1106（仮庁舎）
伊豆中央警察署	0558-76-0110	伊豆の国市三福 239-4
三　島　警　察　署	055-981-0110	三島市谷田 194-1
伊　東　警　察　署	0557-38-0110	伊東市竹の台 2-26
熱　海　警　察　署	0557-85-0110	熱海市福道町 3-19
沼　津　警　察　署	055-952-0110	沼津市平町 19-11
裾　野　警　察　署	055-995-0110	裾野市平松 620-1
御殿場警察署	0550-84-0110	御殿場市北久原 439-2
富　士　警　察　署	0545-51-0110	富士市八代町 3-55
富士宮警察署	0544-23-0110	富士宮市城北町 160
清　水　警　察　署	054-366-0110	静岡市清水区天王南 1-35
静岡中央警察署	054-250-0110	静岡市葵区追手町 6-1
静　岡　南　警　察　署	054-288-0110	静岡市駿河区富士見台１丁目 5-10
藤　枝　警　察　署	054-641-0110	藤枝市緑町１丁目 3-5
焼　津　警　察　署	054-624-0110	焼津市道原 723
島　田　警　察　署	0547-37-0110	島田市向谷元町 1212
牧之原警察署	0548-22-0110	牧之原市細江 2737
菊　川　警　察　署	0537-36-0110	菊川市加茂 5889
掛　川　警　察　署	0537-22-0110	掛川市宮脇１丁目 1-1
袋　井　警　察　署	0538-41-0110	袋井市新屋２丁目 4-5
磐　田　警　察　署	0538-37-0110	磐田市一言 2533-4
天　竜　警　察　署	053-926-0110	浜松市天竜区二俣町阿蔵 8-3
浜　北　警　察　署	053-585-0110	浜松市浜北区小松 3218
浜松東警察署	053-460-0110	浜松市中区相生町 14-10
浜松中央警察署	053-475-0110	浜松市中区住吉 5 丁目 28-1
浜松西警察署	053-484-0110	浜松市西区大人見町 3452-1
細　江　警　察　署	053-522-0110	浜松市北区細江町気賀 4640
湖　西　警　察　署	053-574-0110	湖西市古見 1035-1

○　各都道府県警察の相談窓口を知りたい方は、
警察庁犯罪被害者支援室ホームページにおける
各都道府県警察の被害相談窓口等の案内ページ
http://www.npa.go.jp/higaisya/ichiran/index.html
をご参照ください。

②　カウンセリングに関する相談窓口

交通事故等により大きな精神的被害を受けた被害者やその家族の方に対し、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、被害者やその家族の方のための相談・カウンセリングを実施しています。

交通事故を担当した捜査員等にお申し出ください。

警察以外の機関による支援や連絡制度

警察以外の機関が行っている支援制度には、次のようなものがあります。

検察庁における被害者支援員制度

被害者やその家族の方の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者やその家族の方の支援に携わる「被害者支援員」が全国の地方検察庁に配置されています。

被害者支援員は、被害者やその家族の方からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者やその家族の方の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っています。

法務省の各機関における被害者等通知制度等

検察庁は、被害者やその家族の方に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、加害者の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を提供できるよう、被害者等通知制度を設けています。

これらの通知の申出先は、事件を取り扱った検察庁です。

また、加害者が少年審判において保護処分を受けた場合は、少年院、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者やその家族の方に対し、その希望に応じ、加害者の少年院における処遇状況や保護観察中の処遇状況などに関する通知（少年審判後の通知）を行っています。

これらの通知の申出先は、加害者が少年院送致処分を受けた場合はお近くの少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合はお住まいの都道府県にある保護観察所です。

県くらし交通安全課における被害者支援制度

「犯罪被害者等支援総合調整窓口」を設け、被害者やその家族からの問合せに対し、行政の担当課や関係機関・団体に関する情報の提供を行っています。

また、被害者やその家族への支援に当たって、複数の機関・団体による複数の制度・サービスを活用することが必要な場合には、複数の機関による支援の調整を行っています。

2　加害者はどのように処罰されるのですか

交通事故が発生した場合は、次のような流れで加害者を処罰します。

捜　査

捜査とは、証拠を集めることにより犯人を特定し、事実関係を明らかにして事件を解決し、犯人を処罰するために行う活動をいいます。

警察では、交通事故が発生した場合、次のような捜査を行います。

事情聴取

交通事故にあわれた状況や交通事故の届出をした状況などについて、担当の警察官が詳しくお聞きします。供述調書を作成することもあります。

被害者やその家族の方にとっては、思い出したくないこと、言いたくないことなどがあるかと思いますが、事情聴取は交通事故の原因究明と加害者の特定に欠くことができないもので、詳しいことが分かるほど、早期の事件解決につながりますのでご協力をお願いします。

実況見分

実況見分とは、警察官が

○　交通事故の現場

○　被害者が着ていた服や事故車両

などの状況について詳しく調べて、交通事故の状況や原因を明らかにするものです。

被害者やその家族の方には、実況見分に立ち会っていただくことがあります。

また、交通事故の発生当時に被害者の方が着ていた服などは、事件解決につながる証拠品として提出していただくこともあります。

これは、公判において重要な証拠となります。

事件送致

警察では、捜査に基づいて加害者を犯人であると認めた場合（この場合の加害者を「被疑者」と呼びます。）は、次のような方法により、証拠とともに被疑者を検察官に送ります。

これを事件送致といいます。

被疑者を逮捕した場合	被疑者を逮捕しない場合
○　捜査のため必要がある場合は、被疑者を逮捕し、身柄拘束した時から48時間以内に関係書類と証拠品などとともに、検察官に送致します。 ○　検察官は、必要があると認めた場合は、送致を受けた時から24時間以内に、裁判官に対して被疑者の勾留を請求します。 ○　継続して被疑者の身柄を拘束する必要がある場合は、最長20日間被疑者を勾留することもあります。	○　被疑者を逮捕しないで、任意で捜査を行った場合は、取調べなどの捜査を行ったのち、関係書類と証拠品を検察官に送致します。

起　訴

検察官は、送致された証拠などに基づいて、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

- **○　裁判にかける場合を「起訴」**
- **○　裁判にかけない場合を「不起訴」**

と言います。

また、起訴には

- **○　公開の裁判を請求する「公判請求」**
- **○　書面審理により罰金や科料を命じる裁判を請求する「略式請求」**等

があります(被疑者は起訴されると「被告人」と呼ばれます。)。

※　起訴、不起訴の判断に必要がある場合等には、検察官が被害者やその家族の方から事情を聞きますので、ご理解ください。

※　不起訴となった場合は、地方裁判所と主な地方裁判所支部にある検察審査会に審査の申立てができます。詳しくは、最寄りの検察審査会事務局までお問い合わせください。

公　判　等

公判では、裁判官が証拠による審理を行い判決を下します。

被害者やその家族の方には、刑事裁判において、証言していただくことがあります。

被害者やその家族の方が証言する場合、その保護のために次のような措置をとることができます。

○ 裁判所が認める適当な人に付き添ってもらうこと。
○ 被害者やその家族の方が、被告人や傍聴人から見えないように、間につい立てなどを設置してもらうこと。
○ 別室から、ビデオモニターを通じて証言すること。

この他、次のような制度があります。

○ 第１回の公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。
○ 被害に関する心情や意見を述べることができます。

○ 被害者やその家族の方の申出があれば、公判を優先して傍聴することができるように、配慮がされます。

○ 被告人との間で示談した場合に、別に民事訴訟を起こさなくてもいいように、その示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。

◎ 被害者参加制度

危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪等の被害者やその家族の方は、裁判所の許可を得て、被害者参加人という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。具体的には、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対し質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

◎ 被害者国選弁護制度

被害者参加人となった被害者やその家族の方は、公判期日への出席や被告人質問等の行為を弁護士に委託することもできますが、経済的に余裕がない場合でも裁判所に対して、弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

◎ 損害賠償命令制度

危険運転致死傷等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者やその家族の方は、刑事事件が地方裁判所に係属している場合に、その刑事事件を担当している裁判所に対し、被告人に刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を命ずる旨の申立てをすることができます。

この手続は、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として４回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者やその家族の方による被害事実の立証が容易になっています。

なお、４回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議の申立てがあった場合等は、通常の民事訴訟手続に移行します。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。

また、少年による事件の被害者やその家族の方には、次のような制度があります。

○ 被害者やその家族の方は、審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録（少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除く。）の閲覧、コピーができます。

○ 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情や意見を述べることができます。

○ 殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、過失運転致死傷罪等（加害者の年齢が事件当時、１２歳以上の場合に限られます。また、いずれも傷害の事案にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の被害者やその家族の方は、裁判所の許可を得て少年審判を傍聴することができます。

○ 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。

○ 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。

詳しくは、事件を担当する家庭裁判所にお問い合わせください。

更生保護において利用できる主な制度

加害者の更生保護について、次のような意見を述べる制度があります。

○ 加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした被害者やその家族の方は、加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。

聴取した意見等は、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定等に当たって考慮されます。

○ 心情等伝達制度

加害者が保護観察となった場合、被害者やその家族の方の申出に応じ、保護観察所が、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えます。保護観察中の加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

詳しくは、最寄りの保護観察所にお問い合わせください。

刑事手続の流れ図

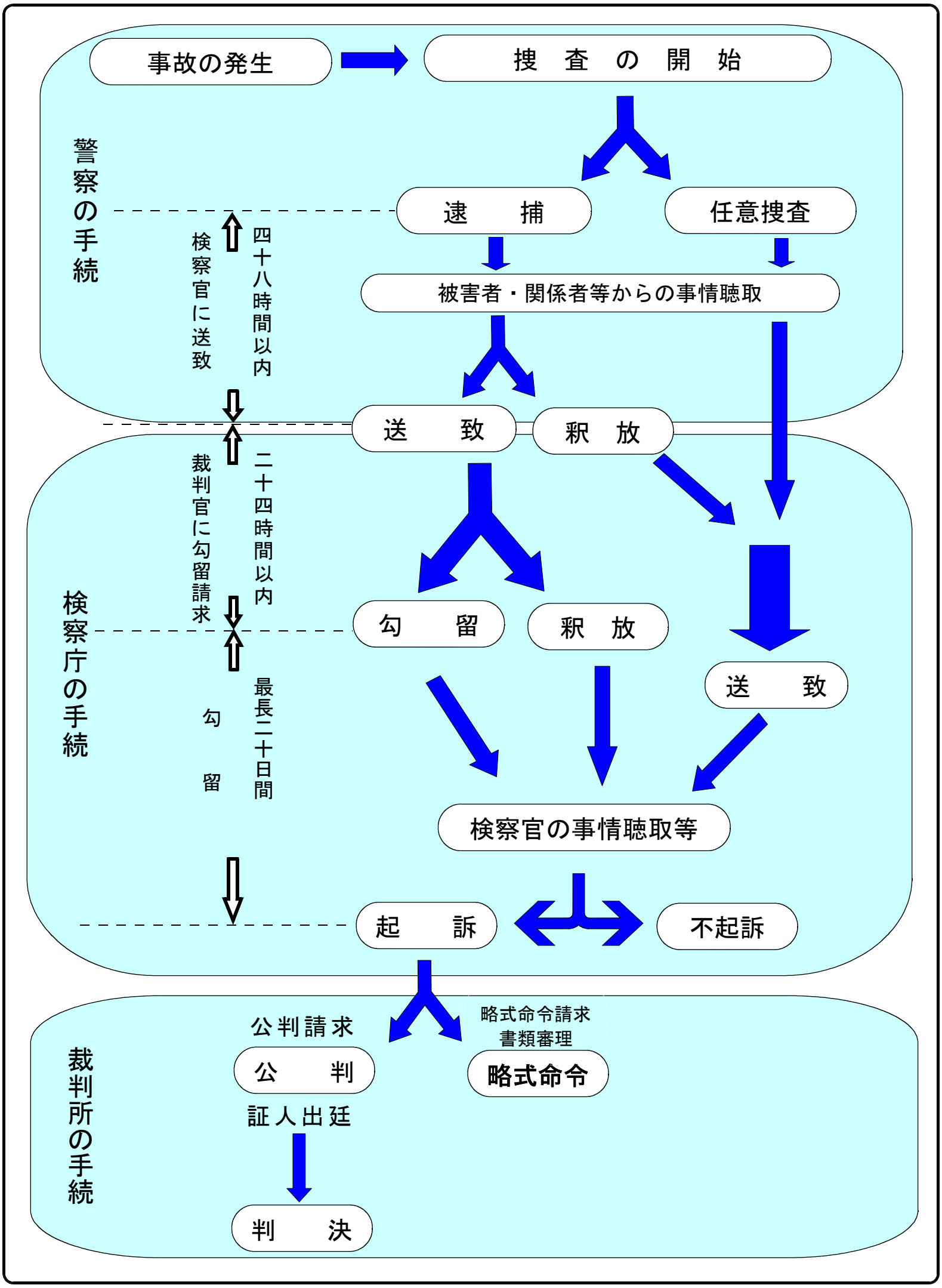

※　犯人が少年(20 歳未満)のときは、少年審判手続などによる場合があり、これらの手続とは違いがあります。

３　自動車保険などについて教えてください

交通事故の被害者やその家族の方への保障制度は、次のようになっています。

自賠責保険と任意保険

自動車保険には、強制保険と呼ばれている自賠責保険（自動車損害賠償責任保険、共済を含む。）と任意保険（共済を含む。）があり

○　自賠責保険は、交通事故による被害者やその家族の方の保護を図る目的で、車１台ごとに加入を義務付けられている保険

○　任意保険は、自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険

で、次のようになっています。

自　賠　責　保　険		任　意　保　険
加入しなければならない(義務)	加　入	任　　意
人身損害のみ	対　象	人身損害と物損
死　亡：３，０００万円 傷　害：１２０万円 後遺障害：75万～4,000万円（1～14の障害等級による）	支払い限度額	保険契約の限度額までの補償

人身損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害賠償額が限度額を上回ったときは、上回っている分は任意保険により補償されることとなります。

例えば、死亡事故で損害賠償額が7,000万円となった場合、自賠責保険で上限3,000万円が補償（てん補）され、不足分の4,000万円は加害者側が加入の任意保険や被害者が加入の人身傷害保険等によりその全額又は一部が補償されます。これらによっても補償額が損害賠償額に満たない場合や、関係者がこれらの保険に未加入の場合は、加害者自身が賠償することとなります。

（例）

損害賠償額
7,000万円

支払

自賠責保険で補償
上限3,000万円まで

支払

不足分の4,000万円は？

- 任意保険加入　……　契約の範囲内で補償
- 任意保険未加入　……　加害者が賠償

自賠責保険

1　自賠責保険の請求

加害者又は被害者が、損害保険会社（組合を含む。）に対して、交通事故証明書、診断書等の必要書類を提出して損害賠償額の支払いを請求します。

(1) 被害者請求

被害者やその家族の方から直接、事故を起こした自動車について契約を締結している損害保険会社に対して損害賠償額の支払いを請求できます。

(2) 加害者請求

損害賠償金を支払った運転者又は自動車の所有者から、契約を締結している損害保険会社に対して保険金を請求できます。

なお、総損害額の確定前であっても、被害者は医療機関へ治療費等を支払った都度、加害者は被害者へ賠償した都度、限度額の範囲内で何度でも損害保険会社に対して保険金を請求することができます。

保険請求の流れ

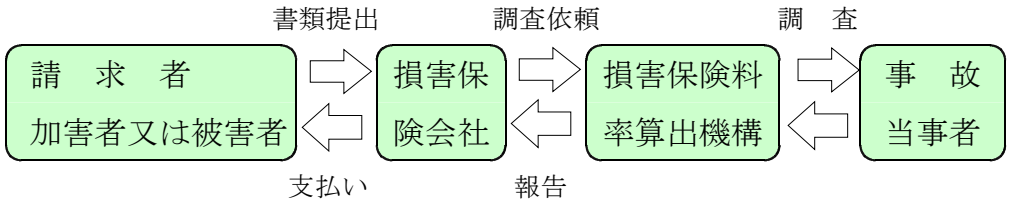

2　仮渡金（かりわたしきん）制度

被害者やその家族の方が交通事故によって生活に困ることのないよう、示談が成立する前において、当座の出費に充てるために、仮渡金を損害保険会社に請求することができます。

※　請求の具体的な手続については、損害保険会社にお問い合わせください。

3　請求できる期間

請求期限を過ぎると、時効となり自賠責保険（共済）から支払われない場合があります。加害者請求と被害者請求では、時効の起算日が異なりますので注意が必要です。

詳しくは、損害保険会社にお問い合わせください。

自賠責保険（共済）請求　提出書類一覧表

必要書類	加害者請求			被害者請求			仮渡金	
	死亡	後遺障害	傷害	死亡	後遺障害	傷害	死亡	傷害
保険金(共済)・損害賠償額・仮渡金支払請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
交通事故証明書（人身事故）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
事故発生状況報告書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
医師の診断書または死体検案書(死亡診断書)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
診療報酬明細書	◎	○	◎	◎	○	◎		
通院交通費明細書	◎		◎	◎		◎		
付添看護自認書または看護料領収書	○		○	○		○		
休業損害証明書または確定申告書(控え)など	○	○	○	○	○	○		
加害者の支払を証する領収書	◎	◎	◎					
示談書（示談成立の場合）	○	○	○					
請求者の印鑑証明	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
委任状及び委任者の印鑑証明(第三者に委任する場合)	○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍謄本	◎			◎			◎	
後遺障害診断書		◎			◎			
レントゲン写真等	○	○	○	○	○	○		

◎印は必ず提出、○印は事故の内容によって提出する書類です。

その他の書類も必要に応じて提出していただく場合があります。

任意保険（共済）

保険金請求の具体的な手続については、損害保険会社によって異なりますから、それぞれ加入している損害保険会社にお問い合わせください。

被害にあわれた方 ➡ 保険会社

事故後速やかに連絡

自動車損害賠償保障事業

次のような人身事故については、自賠責保険から救済が受けられません。

○　ひき逃げされ、相手が判明しない。

○　事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。

自動車損害賠償保障事業とは、このような場合などに、政府が自動車損害賠償保障法に基づいて被害者やその家族の方の救済を図るため、損害をてん補する制度です。

請求方法や必要な書類などの詳しいことは、損害保険会社などにお尋ねください。

その他の賠償請求

自動車による人身事故の損害賠償責任については、自動車損害賠償保障法第３条に規定があり、被害者やその家族の方は、加害者本人のほかに、自動車の所有者に対して財産的損害、精神的損害の賠償請求を行うことができます。

４　援助や救済制度はあるのですか

被害者やその家族の方に対する援助・救済制度には、次のようなものがあります。

１　経済的支援や各種支援・福祉制度

（１）官公庁が行うもの

名　　称	内　　容
福祉制度	交通事故により父親を亡くしたため母子家庭となった場合に、児童扶養手当や母子福祉資金の貸付制度があります。 また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活に困っている人に対しては、その程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。**窓口**：住所地の自治体
公営住宅への優先入居	交通事故により収入が減少し生計維持が困難となった場合、現在居住している住宅又はその付近において交通事故が起きたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合に、公営住宅への優先入居ができる制度です。**窓口**：静岡県公営住宅課、住所地の自治体

※　詳しいことは関係する機関等にお問い合わせください。

（２）各種援助・救済機関が行うもの

名　　称	内　　容	電話番号・受付時間
独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA） 交通事故被害者ホットライン	中学卒業までの交通遺児や自動車事故による重度後遺障害者の子弟への生活資金の貸付等、被害者援護事業を行っています。	TEL 0570-000738 月～金(平日のみ) 10:00～12:00 13:00～16:00
日本司法支援センター (法テラス) 被害者支援専用ダイヤル	法律トラブルに役立つ情報やサービスの相談窓口の情報を提供します。	TEL0120-079714 月～金 9:00～21:00 土・日 9:00～17:00
公益財団法人 交通遺児等育成基金 （フリーダイヤル）	交通事故で父（母）を亡くした交通遺児に対して、育成給付金として一定額が支給されます。	TEL0120-16-3611 月～金(平日のみ) 9:00～17:00
一般財団法人 道路厚生会	東日本・中日本・西日本高速道路株式会社が管理する道路で交通事故により亡くなられた方の遺児に対し、修学資金等の給付を行っています。	TEL03-6674-1761 月～金(平日のみ) 9:30～12:00 13:00～17:00

※　詳しいことは関係する機関等にお問い合わせください。

２　税法上の救済制度

交通事故が原因で負傷して医療費を支払ったり、身体に障害を負ったりした方、あるいは、配偶者と死別した方などには、所得税が減額される「所得控除」が認められる場合があります。

所得控除には、次のようなものがあります。

名　　称	内　　容
医療費控除	支払った医療費（その医療費を補てんするために支払いを受けた保険金等を除く。）の金額（一定額を超える部分に限る。）が控除されるもの。
障害者控除	障害者の方に、２７万円（重度の障害がある場合は４０万円。以下同じ。）、扶養親族等が障害者である場合には、障害者の方１人につき２７万円が控除されるもの。
寡婦(寡夫)控除	夫と死別した妻（寡婦）又は妻と死別した一定の夫（寡夫）の方等に原則として２７万円の控除額が認められるもの。

※　詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

5　警察以外の相談窓口はあるのですか

警察以外の官公庁や公的機関、その他の各種機関でも、次のような相談窓口の開設やカウンセリングなどの支援活動を行っています。

各種相談窓口

名　　称	内　　容	電話番号	受付時間
検察庁 被害者ホットライン	被害者からの相談や事件に関する問い合わせに対応します。	TEL054-252-7204 (Fax兼用)	月～金（平日のみ） 8:30～12:00 13:00～17:00
保護観察所	保護観察所の被害者選任担当者が、加害者の厚生保護に関する問い合わせや相談に応じます。	TEL054-253-0209	月～金（平日のみ） 8:30～17:00
法務省 人権擁護機関	被害者の人権相談に応じ人権侵害の疑いのある事案について調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。	みんなの人権110番 TEL0570-003-110	月～金（平日のみ） 8:30～17:15
静岡県 交通事故相談所	専門の相談員が交通事故に関する相談に応じます。	TEL054-202-6000	月～金（平日のみ） 9:00～12:00 13:00～16:00
静岡県くらし交通安全課 犯罪被害者等支援 総合調整窓口	犯罪被害者等の総合相談窓口として各種相談に応じます	TEL054-221-3220	月～金（平日のみ） 9:00～17:00
認定ＮＰＯ法人 静岡犯罪被害者 支援センター	犯罪や交通事故などの被害に遭い、不安や悩みを抱えている方を支援するために設立された民間援助団体です。	TEL054-651-1011	月～金（平日のみ） 10:00～16:00
公益財団法人 交通事故 紛争処理センター	交通事故による被害者救済のために、和解の斡旋や法律相談を嘱託弁護士が受け付けています。	TEL054-255-5528	月～金（平日のみ） 9:00～17:00

公益財団法人 日弁連交通事故 相談センター	自動車事故における過失割合や保険金の支払いについてのトブル等に関する相談を受け付けています。	℡0120-078325	月～金(平日のみ) 10:00～19:00
静岡県弁護士会 法律相談センター	法律や訴訟の相談に弁護士が応じます。	沼津055-931-1848 静岡054-252-0008 浜松053-455-3009	月～金（要予約） 9:00～12:00 13:00～17:00 ※ 予約受付
そんぽＡＤＲ センター	日本損害保険協会が設置しているもので、自動車保険請求手続きなどについての説明や相談に応じます。	℡03-4332-5241	月～金(平日のみ) 9:15～17:00
全国共済 農業協同組合連合会 静岡県本部 自動車損害調査部	各都道府県単位の農業協同組合連合会（県共済連）に設置されており、査定担当者や交通事故相談員が相談に応じます。	℡054-284-9816	月～金(平日のみ) 9:00～17:00
こころの電話	不安、悩み、ストレスや心の病気等の相談に応じます。	賀茂0558-23-5560 東部055-922-5562 中部054-285-5560 西部0538-37-5560	月～金(平日のみ) 8:30～11:45 13:00～16:30

※　詳しいことは関係する機関等にお問い合わせください。

様式第１号（３－（5）関係）

犯罪被害者等早期援助団体への情報提供に関する同意書

静 岡 県 警 察 本 部
警務部警察相談課長　殿

私は、この度の被害に関し必要な支援を受けるため、

□　静岡犯罪被害者支援センター
□　上記以外の犯罪被害者等早期援助団体
（団体名：　　）

に対して、以下に掲げる私の情報を提供することに同意します。

・　氏名
・　連絡先
・　性別
・　被害の概要に関する情報
・　□　住所
・　□　職業
・　□　生年月日

※　□欄がある事項については、□欄にチェックがある事項に限る。

年　　月　　日

住所

氏名

犯罪被害者等早期援助団体への情報提供制度について

■　**公的認証のある団体です。**
犯罪被害者等早期援助団体は、犯罪の被害に遭われた方が再び平穏な生活を営むことができるように支援する民間の団体で、公安委員会から公的認証を与えられています。

■　**秘密は厳守されます。**
犯罪被害者等早期援助団体の職員には守秘義務が課せられているので、個人情報が漏えいする心配はありません。

■　**被害の概要を繰り返し説明する必要がありません。**
情報提供に同意していただければ、警察から犯罪被害者等早期援助団体に被害の概要などを説明しますので、繰り返して説明する必要がなくなります。

■　**様々な支援が受けられます。**
犯罪被害者等早期援助団体では、電話相談、面接相談、裁判所等への付添い支援などを行っており、要望に応じた長期にわたる支援を受けることができます。

メモ

静 岡 県 警 察 本 部
静岡県静岡市葵区追手町９－６
☎054(271)0110
http：//www.pref.shizuoka.jp/police/

「被害者の手引き」ＰＤＦ版を
見ることができます。